

第 6 次福岡県男女共同参画計画について（計画の一本化）

1 現計画の計画期間について

現行の「第 5 次福岡県男女共同参画計画」、「第 4 次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」及び「福岡県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」は、計画期間が令和 7 年度までとなっている。

2 計画の一本化について

- これまで「福岡県男女共同参画計画」、「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」及び「福岡県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」については、それぞれの根拠法令のもと、個別計画として策定してきた。
- 本県の男女共同参画社会の実現に向け、関連する施策を総合的に推進していく観点から、これらの 3 つの計画を統合して一本化する。

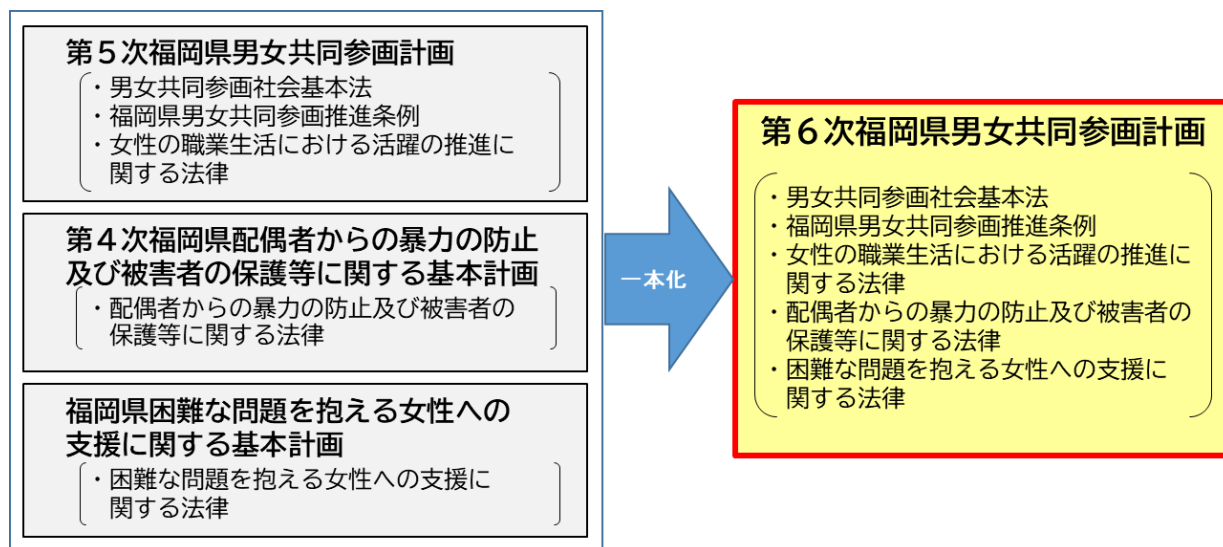
【各計画の概要】

計画名	第 5 次福岡県男女共同参画計画	第 4 次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画	福岡県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画
計画の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画社会基本法第 14 条第 1 項に基づく県計画 ○福岡県男女共同参画推進条例第 21 条第 1 項に基づく男女共同参画の推進に関する基本的な計画 ○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 6 条第 1 項に基づく県計画 ○福岡県総合計画を支える男女共同参画分野の個別計画 	<ul style="list-style-type: none"> ○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第 2 条の 3 第 1 項に基づく県計画 ○第 5 次男女計画における柱 2 「誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現」の(1) 人権を侵害する暴力の根絶①「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援」を重点的に推進するための計画 	<ul style="list-style-type: none"> ○困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第 8 条第 1 項に基づく県計画 ○第 5 次男女計画における施策の柱 2 「誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現」の(1) 「人権を侵害する暴力の根絶」及び(2) 「生活上の困難や人権課題に直面した女性等への支援」を重点的に推進するための計画
期間	令和 3 年度～ 令和 7 年度	令和 3 年度～ 令和 7 年度	令和 6 年度～ 令和 7 年度

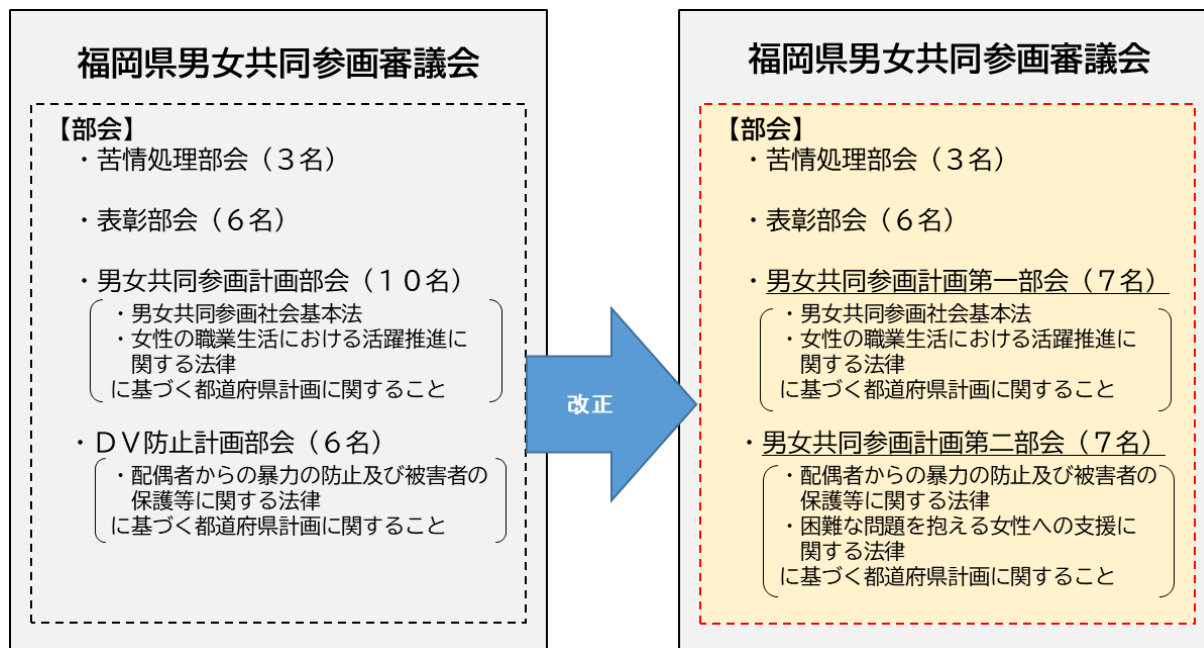
3 策定の方針

- ジェンダー平等・男女共同参画社会の実現のため、今後 5 年間、福岡県が重点的に取り組むべき分野、取組を強化すべき課題を明確にする。
- 各計画の成果や現在の社会情勢を踏まえ、必要な施策の選択と集中を行う。
- 重要な施策については、目標値を定め、計画の実効性を高めるとともに、推進体制の強化を図る。

○ 計画の一本化について



○ 諮問機関について



【参考】

- **男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）**

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

 - 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- **女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）**

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- **福岡県男女共同参画推進条例（平成13年福岡県条例第43号）**

第二十一条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を策定しなければならない。

 - 2 知事は、男女共同参画計画の策定に当たっては、広く県民の意見を反映させるよう努めなければならない。
 - 3 知事は、男女共同参画計画の策定に当たっては、福岡県男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

- **配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）**

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

 - 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- **困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）**

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

 - 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
 - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項